

道立特別支援学校の小学部において令和２年度（2020年度）から使用する小学校用教科用図書、中学部において令和２年度（2020年度）に使用する中学校用教科用図書並びに小学部及び中学部において令和２年度（2020年度）に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に関する実施要綱

（令和元年（2019年）6月14日教育長決定）

1 目的

この要綱は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第2項の規定に基づき、道立特別支援学校の小学部において令和２年度（2020年度）から使用する小学校用教科用図書、中学部において令和２年度（2020年度）に使用する中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。以下同じ。）並びに小学部及び中学部において令和２年度（2020年度）に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（以下「教科用図書」という。）の公正かつ適正な採択のための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

2 教科用図書の採択

（1）北海道教育委員会は、教科用図書を選定させるための選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、その報告に基づき採択すること。

なお、選定委員会の選定に基づく採択後において、教科用図書を採択する必要性が生じた場合は、選定委員会の設置によることなく、本要綱に基づき、採択すること。

（2）令和２年度（2020年度）から使用する小学校用教科用図書及び令和２年度（2020年度）に使用する中学校用教科用図書については、次により採択すること。

ア 当該学年に相当する文部科学省検定済教科書から採択するに当たっては、原則として、学校所在地の市町村の小学校及び中学校で使用するために採択された教科用図書と同一の教科用図書を採択すること。

ただし、児童・生徒の障害の程度により、視覚障害者用の点字版の教科用図書を選定する場合には、それらの教科用図書と同一の記述内容の小学校及び中学校用教科用図書を採択すること。

イ 当該学年に相当する文部科学省著作教科書から採択するに当たっては、文部科学省が発行する「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成32年度使用）」に登載された教科用図書を採択すること。

（3）小学部及び中学部において令和２年度（2020年度）に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、次のより採択すること。

ア 児童・生徒の障害の種類及び程度により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、次の教科用図書を採択すること。

- (ア) 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書の下学年用
- (イ) 他の障害者用の文部科学省著作教科書又はその下学年用
- (ウ) 一般図書

イ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。

ウ 採択に当たっては、「令和2年度（2020年度）から使用する小学校用教科用図書採択参考資料」、「令和2年度（2020年度）に使用する中学校用教科用図書採択参考資料」、「平成31年度から使用する中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書採択参考資料」及び「令和2年度（2020年度）使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」を活用するなどして調査研究を行うこと。

エ 一般図書の採択にあたっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に代わるものとして採択をするものであるから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。
- (イ) 選定委員会は、北海道教育委員会が作成する「令和2年度（2020年度）使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」に掲載された教科用図書から、障害種別及び種目ごとにできる限り多く選定すること。

また、採択参考資料に掲載されていない図書を選定する場合は、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書に代わる教科の主たる教材として、教育目標の達成上適切なものであるか、十分に調査研究を行うこと。

3 教科用図書の選定等

- (1) 北海道教育委員会は、規約等を定め、選定委員会を設置すること。
- (2) 選定委員会の委員の定数は10人以内とすること。
- (3) 選定委員会の円滑な運営に資するとともに、責任を明確にする観点から、選定委員会に委員長を置くこと。
- (4) 選定委員会は、小学部及び中学部を置く道立特別支援学校が令和2年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を選定し、北海道教育委員会に報告を行うこと。
- (5) 選定委員会の委員名等の公表は、採択の公正確保の観点から、採択終了後とすること。
- (6) この要綱に定めるもののほか、教科用図書の採択に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。